平成２１年（フ）第４６７号
千葉県松戸市栄町８丁目614番地
債務者　染谷　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１３８号
福島県いわき市遠野町滝字おもて42番地
債務者　小野　重佳
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１３２号
岐阜県揖斐郡大野町大字公郷1110番地127
債務者　中島　正明
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
岐阜県大垣市波須１丁目50番地　りばてぃはうす50―102
債務者　長屋　靖彦
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第７０８号
神戸市中央区山本通４丁目19番８号エクセレント諏訪山102号
債務者　李　　恵子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９４号
神戸市東灘区深江本町１丁目11番19号メゾン・ド・芦屋・ウエスト　402号
債務者　八木　純一
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８３６号
神戸市長田区房王寺町５丁目１番６―202号
債務者　竹下　年枝
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９１０号
神戸市中央区南本町通５丁目１番９―214号
債務者　垣花　　翔
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９１５号
神戸市中央区中山手通７丁目30番15号中山手７番館201号、前住所神戸市中央区中山手通７丁目36番34号　川瀬方
債務者　川瀬　和代
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６７号
長崎県雲仙市瑞穂町西郷甲634番地
債務者　尾﨑　忠敏
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第６９号
長崎県島原市親和町丁2613番地
債務者　横田　英子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第３５３号
青森市大字大野字山下116番地13　パレス朱１号
債務者　越田　淳子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７１号
青森市筒井１丁目11番９号　横山アパート３号
債務者　米内山フサヱ
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０号
長野県飯田市鼎切石5119番地48
債務者　小澤　澄子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第７１号
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲7099番地
債務者　吉川めぐみ
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１６４１号
愛知県北名古屋市片場大石56番地　シャルムＢ棟201号
債務者　桂川　清子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６５６号
名古屋市北区如意２丁目21番地　安藤ハイツ303号
債務者　宮野ゆかり（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２０号
山口市赤妻町２番17号　クレール静209号
債務者　前田　信一
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

第明治三二十種郵便物認可